

鳥取市中山間地域等直接支払交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中山間地域等直接支払交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、自然的・経済的・社会的条件が不利なため、耕作放棄地の増加等により水源のかん養や土砂流出防止等の多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等において、生産条件の不利性を補正し、農業生産の維持と多面的機能の確保を図ることを目的として交付する。

(交付対象事業)

第3条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）第6の2に掲げる集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して行われる農業生産活動等とする。

(交付対象者)

第4条 本交付金の交付の対象となる者は、交付対象事業を行う農業者等（農業者、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者（基盤強化法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。）、これに準ずる者として市長が認定した者、地方公共団体が出資する法人、特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に定めるものをいう。）、農業協同組合及び生産組織等をいう。）とする。

(交付金の額の算定)

第5条 本交付金は、別表の第3欄に定める交付単価（実施要領第6の3の(2)のイに規定する加算措置に該当する場合は、同表の第4欄に定める交付単価を加算する。）に、同表の第1欄及び第2欄の基準ごとの当該交付事業対象面積を乗じて得た額に10分の10を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）以下とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。
2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、中山間地域等直接支払交付金事業計画書及び収支予算書（様式第1号）とする。

(着手届の提出)

第7条 本交付金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 本交付金の実績報告は、本交付金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での交付対象事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。
2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、それぞれ中山間地域等直接支払事業報告書（様式第2号）及び中山間地域等直接支払

交付金事業収支決算書（様式第3号）とする。

（収支報告）

第9条 本交付金の交付を受けた者は、毎年12月31日現在における当該年の交付金の収支状況について、中山間地域等直接支払交付金収支報告書（様式第4号）により、当該年の翌年の1月15日までに提出するものとする。

（早期交付の特例）

第10条 令和2年度に限り、実施要領第16に定めるところにより、実施要領第3に定める事業計画の認定前においても、本交付金を交付することができる。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年1月25日から施行し、平成12年度から平成16年度までの交付事業について適用する。

附 則

平成13年1月25日から施行した要綱は、一部改正のうえ、平成14年10月21日から施行し、平成14年度の事業から適用する。

附 則

平成13年1月25日から施行した要綱は、一部改正のうえ、平成17年4月1日から施行し、平成17年度から平成21年度までの交付事業について適用する。

附 則

平成13年1月25日から施行した要綱は、一部改正のうえ、平成19年12月1日から施行し、平成19年度の交付事業から適用する。

附 則

平成13年1月25日から施行した要綱は、一部改正のうえ、平成21年12月8日から施行し、平成21年度の交付事業から適用する。

附 則

平成13年1月25日から施行した要綱は、一部改正のうえ、平成23年1月1日から施行し、平成22年度の交付事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行し、平成27年度の交付事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月27日から施行し、平成29年度の交付事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行し、令和2年度の交付対象事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の交付対象事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年3月11日から施行し、令和4年度の交付対象事業から適用する。

別表（第5条関係）

【地目及び区分別交付単価（上限）】

（単位：円／10アール）

1	2		3		4			
					加算措置			
地目	区分		交付単価		超急傾斜 農地保全 管理	集落協定広 域化	集落機能強 化	生産性向上
田	急傾斜	傾斜度 1/20以上	体制整備単価	21,000	6,000	3,000	3,000	3,000
			基礎単価	16,800				
	緩傾斜	傾斜度 1/100以上1/20未満	体制整備単価	8,000				
			基礎単価	6,400				
	自然条件により小区画・不整形		体制整備単価	8,000				
			基礎単価	6,400				
	高齢化率・耕作放棄率ともに高		体制整備単価	8,000				
			基礎単価	6,400				
畑	急傾斜	傾斜度 15度以上	体制整備単価	11,500	6,000	3,000	3,000	3,000
			基礎単価	9,200				
	緩傾斜	傾斜度 8度以上15度未満	体制整備単価	3,500				
			基礎単価	2,800				
	高齢化率・耕作放棄率ともに高		体制整備単価	3,500				
			基礎単価	2,800				
草地	急傾斜	傾斜度 15度以上	体制整備単価	10,500	3,000	3,000	3,000	
			基礎単価	8,400				
	緩傾斜	傾斜度 8度以上15度未満	体制整備単価	3,000				
			基礎単価	2,400				
	高齢化率・耕作放棄率ともに高		体制整備単価	3,000				
			基礎単価	2,400				
採草 放牧地	急傾斜	傾斜度 15度以上	体制整備単価	1,000	3,000	3,000	3,000	
			基礎単価	800				
	緩傾斜	傾斜度 8度以上15度未満	体制整備単価	300				
			基礎単価	240				

- (注) 1 「自然条件により小区画・不整形」とは、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）第3の4に規定するものである。
- 2 「高齢化率・耕作放棄率ともに高」とは、実施要領第4の2の（4）のイに規定するものである。
- 3 「体制整備単価」とは、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施する集落協定及び農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項を実施する個別協定について用いる単価のことである。
- 4 「基礎単価」とは、体制整備単価の要件を満たさない集落協定及び個別協定について用いる単価で、体制整備単価に0.8を乗じた額のことである。
- 5 4欄に掲げる加算に係る1協定当たりの加算額は、200万円／年を上限とする。
- 6 「小規模・高齢化集落」とは、2005年農林業センサス又は2010年世界農林業センサスの農林業経営体調査結果において、総農家戸数が19戸以下、かつ、高齢化率（販売農家人口のうち65歳以上の人口が占める割合をいう。）が50%以上である農業集落をいう。
- 7 超急傾斜農地保全管理による加算は、地目が田であれば傾斜度1/10以上、地目が畑であれば20度以上である農地を対象とする。
- 8 交付単価に基礎単価を用いる協定については、超急傾斜農地保全管理による加算措置のみの加算を適用することとする。
- 9 交付単価に体制整備単価を用いる協定については、第4欄に掲げる加算措置による加算を適用することとする。
- 10 同一農用地を対象として複数の加算の交付を受ける協定については、加算を適用する順序を決めるとともに、同一農用地に最初に適用される加算以外の加算について、1,000円を減じた額とする。

様式第1号（第6条関係）

中山間地域等直接支払交付金 事業計画書及び収支予算書

1 事業の目的

2 事業の内容

区分	対象農用地（㎡）	交付額（円）
田		
畑		
草地		
採草放牧地		
計		

3 事業完了予定年月日

4 収支予算

(1)収入の部

（単価：円）

項目	本年度予算額	摘要
市交付金		
計		

(2)支出の部

（単価：円）

項目	本年度予算額	摘要
協定活動費		（共同取組活動費、個人配分を含む）
計		

様式第2号（第8条関係）

中山間地域等直接支払交付金 事業報告書

1 事業の目的

2 事業の内容

区分	対象農用地（㎡）	交付額（円）
田		
畑		
草地		
採草放牧地		
計		

3 事業完了予定年月日

4 集落マスタープランの取組状況

5年間で目標達成を行う必要のある、集落マスタープランについて、今年度の取り組み状況を記載してください。

選択項目	実施内容	今年度の取組状況	資料番号

5 農業生産活動等として取り組むべき事項

i 農用地に関する事項

選択項目	今年度の取組状況	資料番号

ii 水路・農道等の管理

区分	選択項目	今年度の取組状況	資料番号

iii 多面的機能を増進する活動

選択項目	今年度の取組状況	資料番号

6 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

集落戦略作成状況（集落協定の場合）

作成済

未作成

農用地の利用権設定等として取り組むべき事項（個別協定の場合）

利用権の設定等又は交付金の対象となる作業受託の面積				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度

7 加算措置の取組状況

選択項目	現状	達成目標	今年度の取組状況	資料番号

様式第3号（第8条関係）

年度 中山間地域等直接支払交付金事業収支決算書

協定名

収入の部

(第 期以前残分)		(第 期分)	
繰越		交付金	
雑入（利息等）		前年繰越金	
		雑入（利息等）	
合計		合計	

支出の部

支出内訳	第 期以前残	第 期分
(集落協定の管理体制における担当者の活動に対する報酬)		
(将来像を実現するための活動に対する経費)		
(農用地に関する事項に要する経費)		
(水路・農道等の維持管理費（として地区管理者に支払う額）)		
(多面的機能を増進する活動に要する経費)		
その他（事務費等（※内容を簡素に記入））		
積立て金等（※積立て金の用途を記入）		
個人配分		
次年度への繰越額		
合計		

※積立金・繰越金は第5期中に精算を行うものとする。

年度中山間地域等直接支払事業収支決算書（収支明細）

第 期以前分					
収入の部（円）			支出の部（円）		
日付	項目	金額	日付	項目	金額
収入合計			支出合計		
次年度繰越					
第 期分					
収入の部（円）			支出の部（円）		
日付	項目	金額	日付	項目	金額
収入合計			支出合計		
次年度繰越					

※第4事業以前の期分が残っている場合は、第5期と第4期以前の収支ごとに分けて計上してください。

年度中山間地域等直接支払事業収支決算書（収支明細）

<積立等、本事業にて使用する通帳外にて管理を行う場合に記載>

通帳外管理目的（積立・手持・他会計等）					
年度収支					
収入の部（円）			支出の部（円）		
日付	項目	金額	日付	項目	金額
収入合計			支出合計		
次年度繰越（補助金残額）					

※補助金に係る部分のみ抜粋して記載してください。

※他の会計資金と混同しないよう注意してください。

鳥 取 市 長 様

協 定 名

代表者氏名

年中山間地域等直接支払交付金収支報告書

1 交付金に係る配分額及び共同取り組み活動の支出額

(1) 配分総額

	金額	配分等の基礎
①個人配分		
②共同取組活動分		

(2) 共同取組活動支出額

支出項目	支出額（円）	備考
総計		過年残（積立）額計
残（積立）額		積立額計

(参考)

年利子

円

